

令和 7 年度

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金 事業計画

自 令和 7 年 4 月 1 日

至 令和 8 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 兵庫県住宅再建共済基金

令和7年度 兵庫県住宅再建共済基金 事業計画（方針）

当基金は、平成17年度の制度創設以来、県とともに市町や地域団体、業界団体等の協力を得ながら、制度の広報と加入促進活動に取り組んできた。

昨年1月に発生し最大震度7を観測した能登半島地震において、人的被害、住家被害など甚大な被害が発生したことや、8月の南海トラフ地震臨時情報の発表により、自然災害への「備え」の重要性と被災者の生活再建支援の必要性が再認識されている。

令和6年度は、「戦略的な普及啓発活動の展開」を重点テーマとして、運用益を活用した加入促進活動を行うとともに、令和5年度に実施したインターネットを使ったモデル広告の分析結果も踏まえ、より効果的な広告を配信したほか、9月の強化月間における加入促進活動、応援企業の募集や共済相談員による出前受付など、きめ細かな加入促進活動などに取り組んできた。

しかしながら、制度創設以来20年が経過しており、①南海トラフ地震の被害想定を発表、②風水害の頻発化・激甚化、③被災者生活再建支援制度の拡充など環境の変化がある中で、この間、制度の見直しを行っていないことから、制度を設置した兵庫県において、現状を踏まえた今後のあり方を検討することとなった。

制度のあり方が検討されることに伴い、今後、制度変更の可能性のあることから、県民等の不安を招かないよう努める必要がある。

そこで令和7年度は、加入者増に向けた積極的な加入促進活動は控えるとともに、複数年一括契約の新規受付を一時停止し、現行制度や制度のあり方を検討中であることについての説明や問い合わせ対応に、重点をおくこととする。

- 1 「**基金本部の取組み**」では、制度のあり方について検討中であることをホームページへの掲載やパンフレットの配布により周知する。
特に、複数年一括契約者には、見直しを行っていること及び各契約者の加入期間満了までは現契約内容での継続が可能である旨の通知を行うなど、県民等の不安を招かないよう、きめ細やかな周知や相談対応に努める。
- 2 「**県民局（県民センター）・共済相談員の取組み**」では、地域とつながりが強い県民局に共済相談員を配置し、加入希望者や現行の加入者に対して、制度のあり方を検討中であることなど、丁寧な説明と対応に努める。
- 3 「**市町との協働**」では、県民局（県民センター）と市町の緊密な連携・協力体制を一層強化していく。
- 4 「**関係団体等との協働**」では、共済団体、損害保険会社、郵便局等の協力のもと、制度のあり方を検討中であることや複数年一括契約を一時停止中であることの周知を図る。

令和 7 年度事業計画

令和 6 年能登半島地震による人的被害、住家被害など甚大な被害が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報の発表などを受け、県民の多くは自然災害への「備え」の重要性を改めて認識した。

こうした中、兵庫県が設置した住宅再建共済制度は創設以来 20 年が経過し、この間①南海トラフ地震の被害想定を発表、②風水害の頻発化・激甚化、③被災者生活再建支援制度の拡充など環境の変化がある中で、制度の見直しを行っていないことから、現状を踏まえた今後のあり方を検討することとなった。

このため、令和 7 年度は、県民及び市町等の不安を招かないよう、以下のとおり、取り組むこととする。

I 基金本部の取り組み

1 県民等へのきめ細やかな周知・相談等

(1) 県民、市町、関係団体への周知・相談

- ① 制度のあり方検討に伴い、複数年一括契約の新規受付を一時停止することからその旨をホームページで周知するとともに、同様の趣旨を追記したパンフレットを作成し配布する。
- ② 県民等の不安を招くことのないよう、現行制度や制度のあり方について検討中であることについて、フェニックス共済相談員やコールセンター職員が丁寧に説明し、相談に応じる。

(2) 複数年一括契約者への周知

見直しに向けた検討を行っていること及び各自の加入期間満了までは現契約内容での継続が可能である旨の周知を行う。

(3) 各種団体等の要請に応じた相談の実施

団体等から依頼があれば、依頼先に赴いて現行制度や制度のあり方について検討中であることについて説明を行い、相談に応じる。

2 フェニックスサポーター、自治会などの地域団体への説明・相談

共済制度の趣旨に賛同する個人、団体、企業等が基金に登録し、身近なところでの広報・加入促進活動を展開する「フェニックスサポーター」や地域団体に対し、制度のあり方について検討中であることを通知するとともに、各種相談に丁寧に対応する。

3 マンション管理会社への説明・相談

マンション管理組合を束ねる管理会社に対し、複数年一括契約の新規受付を一時停止する旨追記したパンフレットを作成配布するとともに、相談に応じる。

4 共済制度推進会議の開催

共済制度推進会議構成団体（153 団体）による共済制度推進会議を開催し、制度見直しについて説明を行う。

5 コールセンターの設置・運営

県民への直接の窓口としてコールセンターが、情報の一元的収集と管理を行い各種相談に応じる。

特に、加入希望者及び現行の加入者に対して、制度の見直しの内容等について、丁寧な説明と対応に努める。

またコールセンターが把握した情報については、必要に応じて県民局に配置する相談員とも共有する。

6 共済給付金積立資産の確かな管理・運用と迅速・的確な共済給付金の支給

(1) 共済給付金積立資産の運用及び確実な管理

共済給付金積立資産の運用については、安全かつ確実な運用を基本とし、長期運用資産は地方債を中心に運用してきたが、積立資産の順調な増加により、毎年、多額の資産運用が必要となっている。

このため、地方債、政府関係機関債等、運用先を多角化し、リスクの分散を図るとともに機動的な運用を行うことで、資産の安全かつ有利な運用と、確実な管理に努める。

(2) 迅速かつ的確な共済給付金の支給

災害発生時には、直ちに県・市町と連携を図り、加入者の被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、現地相談所の設置やコールセンターの相談体制強化等、臨機応変な支援体制をとり、被災加入者に対し迅速かつ的確な共済給付金の支給を行う。

Ⅱ 県民局（県民センター）・共済相談員等の取組み

1 県民局（県民センター）の取組み

県民からの現行制度や制度のあり方について検討中であることについての相談や問い合わせに対して、丁寧に対応する。

2 共済相談員の取組み

都市部以外で地域とつながりが強い等の県民局にフェニックス共済相談員を配置し、複数年一括契約の一時停止中であることの周知や地域の特性に応じた相談に応じる。

なお、共済相談員を配置しない県民局等においては、他県民局の共済相談員や本部職員を派遣して対応する。

3 県と市町との緊密な連携・協力体制の強化

制度のあり方を検討中であることを丁寧に説明するとともに、複数年一括契約の新規受付を一時停止した旨追記したパンフレットの配架や市町庁舎・公民館等、市町施設での出前相談への協力を依頼する。

住宅再建共済は、被災した住居の再建や地域の復興に極めて有効で重要な役割を果たす制度であり、また、市町にとっても非常に多くのメリットを有していること、また、共済給付金の給付には、市町のり災証明書の発行が必要であることから、相互に緊密な連携・協力体制を一層強化していく。

4 関係団体等との協働

(1) 共済団体、損害保険会社との「あわせて加入」の実施

共済団体の共済、損害保険会社の地震保険との「あわせて加入」について、加入希望者に対し、制度のあり方を検討中である旨を周知するよう依頼する。

(2) 郵便局ネットワークの活用

県内 835 局のネットワークを有する郵便局での複数年一括契約の新規受付を一時停止している旨追記したパンフレット配架及び加入申込書の取次等を依頼する。

参考：住宅再建共済制度の運営体制

